

(別紙)

「東京都建築安全条例に基づく長屋に係る建築基準等についての見直しの考え方(案)」への御意見提出方法

1 提出方法及び提出先

電子メール、ファクス又は郵送で提出ください(郵送は締切日消印有効)。なお、電話による受付はいたしません。

<必要とする記載事項>

- ・個人の場合 住所(区市町村名まで御記入ください)、性別、年齢
- ・法人の場合 所在地(区市町村名まで御記入ください)、業種

※郵送、ファクス、電子メールの件名は、「東京都建築安全条例に基づく長屋に係る建築基準等についての見直しの考え方(案)への意見」としてください。様式は自由ですが、必要に応じて参考様式([WORD](#) [PDF](#))をご活用ください。

<提出先>

- ・電子メール: S0000168(at)section.metro.tokyo.jp
※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しています。お手数ですが、(at)を@に置き換えて御利用ください。
- ・ファクス: 03-5388-1356
- ・郵送: 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課 市街地担当

2 留意事項

- (1) 電話による御意見の受付はいたしませんので、御了承ください。
- (2) 御意見は日本語で記載してください。
- (3) 提出いただいた御意見につきましては、個人情報を除き、公開することがあります。
- (4) いただいた御意見に対する個別の回答はいたしません。
- (5) ファクス番号、メールアドレス等はお間違えのないよう、お願いいたします。
- (6) メールアドレス等、電子機器の性質上得られた個人情報に関するデータは、個人情報の漏洩防止のため消去いたします。

3 参考(意見募集の対象ではありません)

国土交通省「多数の狭小住戸からなる大規模重層長屋に関する検討会」

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000086.html